

運用方針において適用している文献の中で、この「運用」と重複する内容については削除した。なお、削除された内容については、引き続き文献において適用される（運用は継続中。）ため注意すること。

平成29年度版の「運用」から項目ごと削除したものについて、次ページより参考資料として掲載する。

解 説 等

関係条文

参 考

- (1) ラック式倉庫については、【別記】に基づいて取り扱う。
- (2) 多層式倉庫については、人が作業可能な部分を通常の床とみなして階数を算定し、建築基準法を適用する。
- (3) ラック式と多層式を複合した形式の倉庫については、(1)及び(2)の取り扱いを勘案して、安全側で判断すること。

【考え方】

ラック式倉庫（固定した床を有さず、自動制御のクレーン等によって物品を搬送、収納する倉庫）については、S47連絡会議、S60連絡会議及びH5主事会議で示された取り扱い基準による。

ラック式倉庫とは	物品の出し入れを搬送施設によって自動的に行き、通常人の出入りが少ないものをいう。
多層式倉庫について	ラック式倉庫とは異なり、内部で人が作業を行う場合が多いことから作業可能な部分を床とみなして通常の倉庫と同様に建築基準法を妥当であると考えられる。
複合式倉庫について	ラック式と多層式倉庫の両方の取扱いを勘案して、安全側で判断すること。

【別記】 ラック式倉庫（立体自動倉庫）の取り扱い

(1) 階数の算定

当該部分の階は、1とする。

(2) 床面積の合計の算定

- ①法第3章（第5節を除く。）の規定を適用する場合、床面積の合計の算定については、当該部分の高さ5mごとに床があるものとして算定する。
- ②前項以外の場合、当該部分の床面積の合計算定については、当該部分の階数を1として算定する。

(3) 形態による構造制限

構造は、当該部分の高さ及び床面積の合計（上記による。）に応じて次の表による。ただし、軒高が10mを超えるもので令第109条の3第1号の準耐火建築物とするものにあつては、当該部分の外周に配置される主要構造部である柱は耐火構造としなければならない。

当該部分の高さ (単位：m)	当該部分の床面積の合計（単位：㎡）			
	500未満	500以上 1000未満	1000以上 1500未満	1500以上
10未満	その他			
10以上 15未満	耐火又は準耐火建築物※1			
15以上		耐火又は準耐火建築物※2		

※準耐火建築物※1は、法第2条第九号の三口に該当する準耐火建築物

※準耐火建築物※2は、法第2条第九号の三口に該当する準耐火建築物（令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合するものに限る。）

(4) 危険物を収納する場合の構造制限

令第116条の表に指定する数量以上の危険物を収納するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

(5) 防火区画について

- ①令第112条第1項から第4項までの適用にあつては、同条第1項1号に掲げる建築物の部分とする。
- ②当該部分の高さが15mを超えるものにあつては、令第112条第9項（竪穴区画）の例により防火区画とする。
- ③当該用途部分と他の用途部分は、令第112条第12項（異種用途区画）の例により防火区画とする。

(6) 開口部の防火措置について

外壁に設ける開口部は、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とする。

(7) 避難施設等について

- ①当該部分には原則として、直通階段、避難階段、特別避難階段、非常用の照明装置、非常用の進入口及び非常用のエレベーターの設置を要しない。
- ②排煙設備については、当該部分が令126条の2第1項第4号又は平成12年建告第1436号第4号に掲げる基準に適合する場合は設置を要しない。

(8) 構造計算のうち積載荷重について

- ①当該部分の積載荷重は、積載物の種類及び各棚の充実率の実況に応じて計算する。
- ②各棚は、応力及び外力の種類に応じて次の表によることができる。

応力の種類	荷重及び外力について想定する状況	ラックの充実率(%)
長期応力	常時	100
短期応力	積雪時	100
	暴風時	80 *1
	地震時	80

*1：建築物の転倒、柱の引抜等を検討する場合は、「50」以下としなければならない。

(9) 荷役運搬機械について

もっぱら荷役運搬の用に供する特殊な運搬施設は、法第2条第3号に該当する昇降機とはみなさない。

- ※ ①令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物の外壁は、自立するのが原則であるから鉄骨に耐火パネルを取り付ける場合は、外壁を支持する構造耐力上主要な柱等には耐火被覆を行わなければならない。
- ②(2)（床面積の合計の算定）の当該部分の床面積とは、ラック部分全体の床面積をさし、スタッカークレーンの移動部分も含む。
 - ③(5) 防火区画についてにおける③の「当該用途部分」には、原則として作業床部分を含まない。すなわち、物品保管スペースと作業スペースがある場合には、原則として防火区画しなければならない。

解 説 等

関係条文	
参 考	防火避難規定 参考11 [P169] 基準総則 P120

各主要構造部ごとに修繕又は模様替の部分が、次に掲げる割合において過半となるものを大規模とする。

- ・ 柱 総本数に占める割合
- ・ 梁 総本数に占める割合
- ・ 壁 総見付面積に占める割合
- ・ 床 総水平投影面積に占める割合
- ・ 屋根 総水平投影面積に占める割合
- ・ 階段 階段の総数に占める割合又は総水平面積に占める割合

解 説 等

- ・ 修 繕 : 既存建築物の主要構造部に対して、破損、腐食等により、構造耐力等が低下したものを同様の材料を用いて、ほぼ同じ形状に復する工事
- ・ 模様替 : 既存建築物の主要構造部に対して、概ね同様の形状・寸法によるが、材料や構造種別が異なるような補修的工事

関係条文	法第2条第14号、第15号
------	---------------

参 考	基準総則 P49
-----	----------

(1) 令第2条第1項第6号ロに規定する屋上部分の取り扱いについて

① 高さに算入しない建築物の屋上部分

階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分とは、当該部分以外の建築物の屋根面より高い位置に設けられるもののうち、屋上に設置することが適当であると考えられるものをいう。

② 屋上面が複数存在する場合の取り扱いについて

屋上面が複数存在する場合は、個々の屋上面の屋上部分の水平投影面積の合計と全体の建築面積との比較により判断するものとする。

③ 屋上部分の高さについて

屋上部分の高さが、1.2m（または5m）を超える場合には、それぞれ当該部分の実際の高さから1.2m（または5m）を減じた値をその部分の高さとする。

(2) 令第2条第1項第6号ハに規定する「むね飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出部」の取り扱いについて

建築物の屋上に部分的に設置され、屋内的空間を有しないものをいう。よって、屋上部分の全周に及びパラペットは、高さに算入するものとする。

(3) 建築面積の1/8以下の塔屋等の高さの算定について

令第2条第1項第6号ロに規定する「階段室、昇降機等…その他これらに類する建築物の屋上部分の…その部分の高さは、1.2m（…5m）まで」の算定は、屋上仕上げ面からとする。

(4) 軒の高さについて

片流れ屋根の場合、原則として高い側の軒の高さを当該建築物の軒の高さとする。

解 説 等

関係条文	令第2条第1項第6号
参 考	日本建築主事会議「高さ・階数の算定方法・同解説」(H7.5.22) 基準総則 P107～P116

4. 防火区画の壁、床に設けるエキスパンション・ジョイント (EXP. J) 部分の取り扱いについて

H21.4.1 作成
H30.5.1 削除

防火区画の壁、床には、エキスパンション・ジョイントを原則として設けてはならない。
ただし、やむを得ず設ける場合には、次の各号による。

- (1) 両面を 1.5mm以上の鉄板（ステンレスを含む。）で覆い、内部にロックウール等の不燃材料を充てんする。
- (2) (1) 以外の場合で、耐火時間に応じた耐火性能があると認められる既製品の使用は認める。

* エクスパンション・ジョイント部の許容変形量は、以下のとおりとする。

建築物の地震時の変形（一次設計用）を計算し、エキスパンション・ジョイント部両側の建築物の変形量の和の値以上とするが、下記の値を用いてもよい。

ただし、建築物の形状等により、工学的判断としてこれによらない場合がある。

1. 鉄骨造建築物の場合、エキスパンション・ジョイント部の地上高の 50 分の 1
2. 鉄筋コンクリート造建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の場合、エキスパンション・ジョイント部の地上高の 100 分の 1

解 説 等

エキスパンション・ジョイントとは、壁・床をそれぞれ離すことにより機能させるものであり、防火区画の性能とは相反する目的をもつものであるため、エキスパンション・ジョイントを防火区画の床・壁に設けることを原則として禁止するものとする。

関係条文 令第112条第9項

参 考 防火避難規定 参考 10 [P168]

5. メゾネット型共同住宅内の階段及び床の構造について

H21.4.1 作成
H30.5.1 削除

メゾネット型住宅内の縦穴区画は、住戸の階数が3以下で、かつ、床面積の合計が200㎡以内であれば、その住戸内の階段の区画は不要であるが、階段及び床の構造については、耐火建築物の主要構造部に該当するため、耐火構造としなければならない。

解 説 等

関係条文 令第112条第9項第2号

参 考 防火避難規定 3-12) [P17]、18-1) [P60]、

6. 排煙2項区画について

H214.1 作成
H305.1 削除

令第126条の2第2項の趣旨は、既存建築物の増改築の救済措置であるため、新築の建築物に適用しない。
既存建築物の増改築を行う場合で、それぞれの部分が独自の避難経路を備えており、安全上支障ないような場合のみ令第126条の2第2項の区画をすることにより、既存部分には排煙設備の規定は遡及適用しない。

解 説 等

関係条文	令第126条の2第2項
------	-------------

参 考	設備指針 4-5 [P105]
-----	-----------------

令第126条の3に規定する排煙口には、煙感知連動装置が設けられていても、手動開放装置が必要である。手動開放装置については下記による。

- ① 引違い窓、押出し窓、開き窓、回転窓等で、令第126条の3第5号で規定する高さの位置に手掛け等があれば、手動開閉装置として取り扱う。
- ② 機械排煙の場合、1の防煙区画内に複数の排煙口を設ける必要がある場合においては、各々の排煙口に近接して手動開放装置を設けることを原則とし、その手動開放装置を操作させると当該防煙区画内のすべての排煙口が開放されるようにする。
- ③ 開放時にフック棒又はハンドル等を必要とする場合は、取り外しできないものを設けること。
- ④ 電気式による場合は、予備電源が必要である。（電線、予備電源等については、「建築設備設計・施工上の運用指針」による。）

令第116条の2第1項第2号に規定する開口部については、窓の開放の容易性について定められていないが、高い位置にある窓については、容易に開放できる構造の手動開放装置を設けることが望ましい。

解 説 等

関係条文	法第35条、令第126条の2、令第126条の3
参 考	・ 関連通達：昭和46年12月4日住指発第905号 ・ 設備指針 4-19 [P117] ・ 防火避難規定 27-2) [P79]

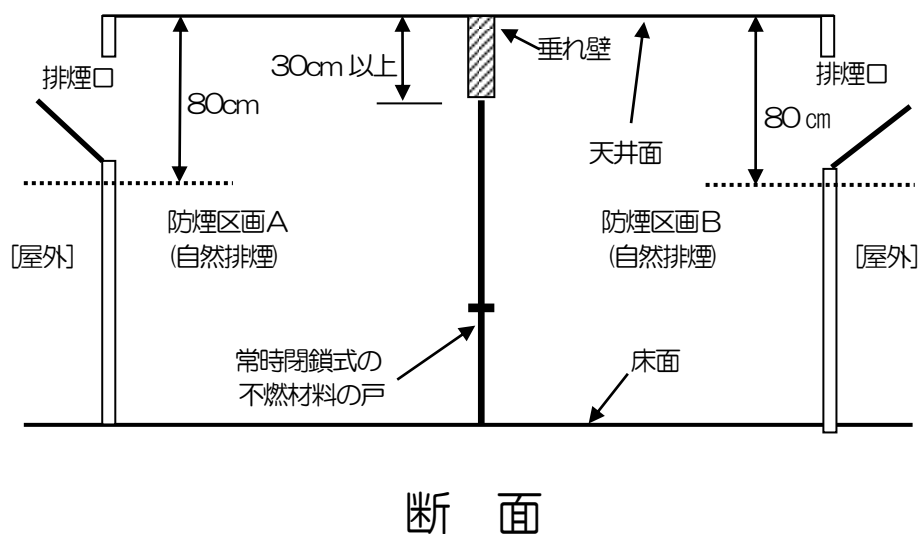
令第126条の3第1項第7号に規定する排煙風道は、原則、換気用ダクトと兼用してはならない。

解 説 等

関係条文

参 考設備指針 4-44 [P140]

- (1) 避難経路である廊下と居室とを同一防煙区画とすることは、避難上支障をきたすため、望ましくない。
- (2) 同一防煙区画内やたれ壁で区画された2以上の防煙区画に機械排煙と自然排煙を併用することは認められない。
- (3) 防煙区画を構成している間仕切壁に常時閉鎖式の不燃材料の戸が設けられた場合は、戸の上部の不燃材料のたれ壁は、天井面から下方に30cm以上50cm未満とすることができる。(この適用は、500㎡以内ごとにおいて行うものとし、排煙口・排煙計算などは、間仕切り {部屋・廊下など} 単位とする。)
- (4) たて穴区画 (吹抜き、階段、エスカレーターの部分等) には、常時閉鎖式防火戸又は煙感知器連動防火戸等を設置するが、火災時に煙感知器が早期に煙を感知し、上方への漏煙を少なくするために、たて穴区画部分に近接した位置に30cm以上の固定防煙垂れ壁を設けることが望ましい。

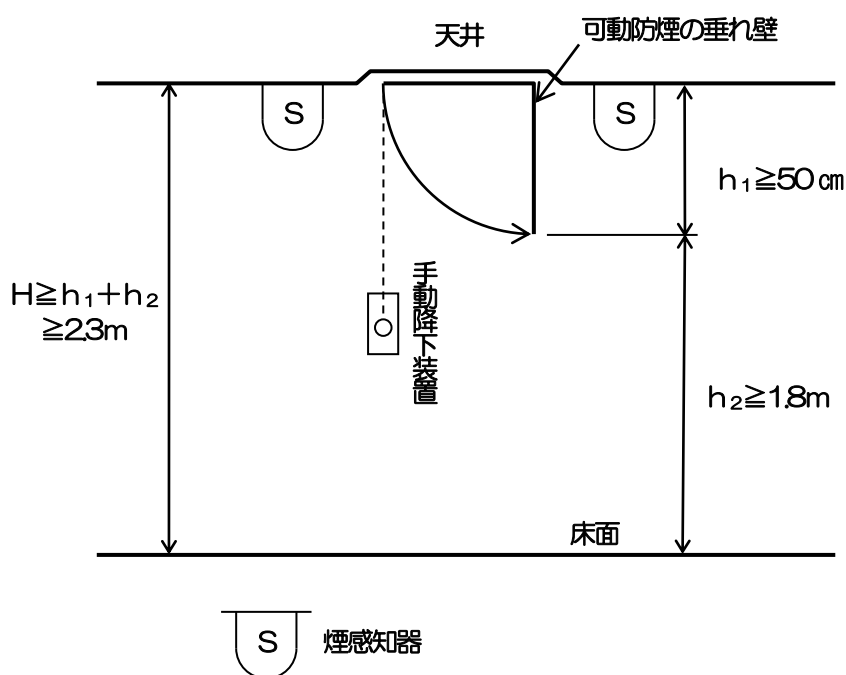


解 説 等

防煙区画は天井面から50cm以上下方に突出した防煙壁により区画することが原則であるが、防煙区画間の開口部に常時閉鎖式の不燃材料の戸が設けられている場合には、これを防煙壁に替わるものとみなし、たれ壁が50cm未満であってもよいものとした。

関係条文	
参 考	<ul style="list-style-type: none"> ・防火避難規定 25-4) [P75] ・設備指針 4-29 (2) [P126]

- (1) 可動防煙垂れ壁は、材質・構造等が火災時に有効かつ確実に作動しなければならないため、防災性能評定済のものが望ましい。
- (2) 可動防煙垂れ壁の丈は50cm以上とするとともに、作動後、床面から1.8m以上の空間を確保して避難上支障のないようにする。
- (3) 可動防煙垂れ壁の作動については煙感知器連動とし、かつ当該垂れ壁の近接した部分に手動降下装置を設ける。
- (4) 中央管理室（防災センター）の設置が必要な建築物にあっては、その動作が中央管理室で制御でき、かつ監視できるようにする。



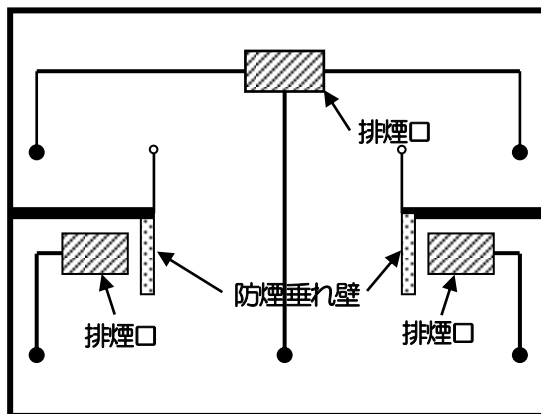
解説等

関係条文

参 考

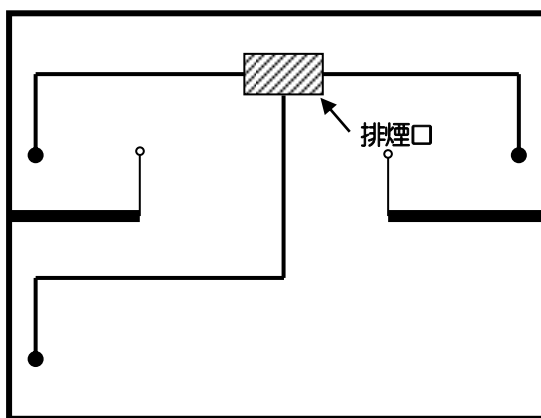
防火避難規定 26-2) [P77]

排煙設備の設置を要する建築物は、各階ごとに防煙区画をすることを原則とする。
 ただし、避難階とその直上階又は直下階のみに通じる吹抜きとなっている部分の面積が大きく、かつ、避難上支障がない場合や工場等で用途上やむを得ない場合には、一の防煙区画として取り扱うものとする。
 吹抜き部分の排煙口には、その部分のいずれの階からも作動する手動開放装置を設けること。



●は手動開放装置を示す。

① 吹抜き部分の断面図【原則】
(各階毎に防煙区画をする。)



② 吹抜き部分の断面図【特例】
避難上支障がない場合
用途上やむを得ない場合

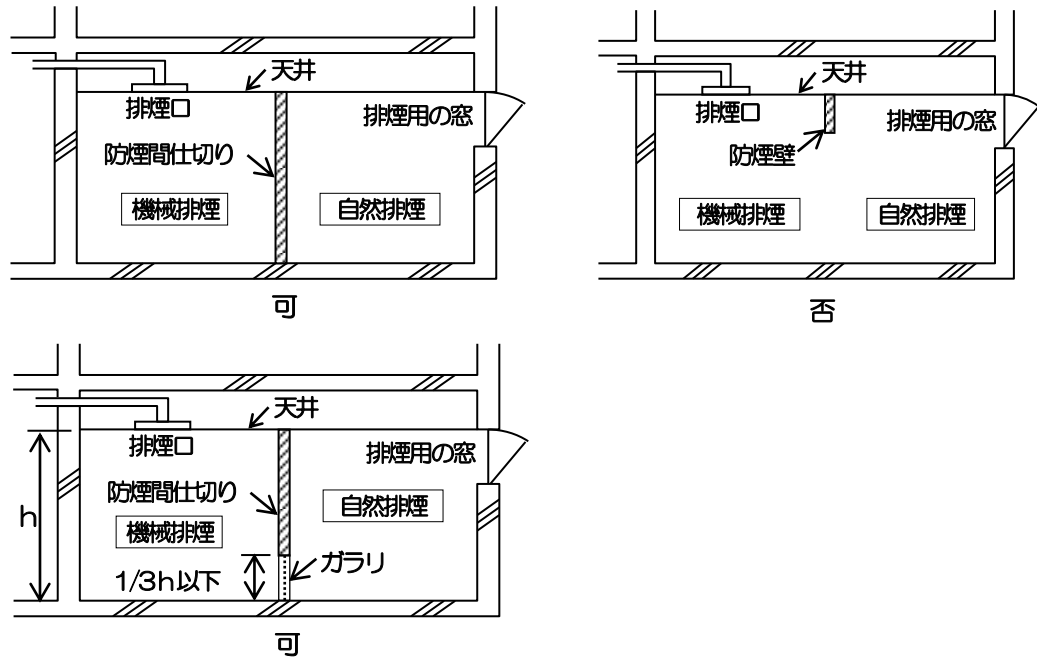
解 説 等

関係条文	
参 考	防火避難規定 25-2) [P73]

隣接する防煙区画において、異種排煙とする場合は、次によること。

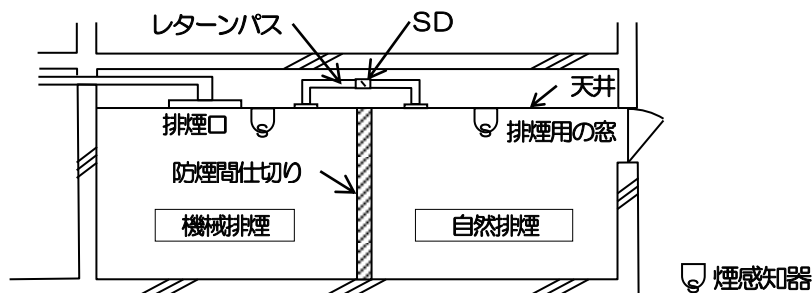
- (1) 自然排煙（又は平成12年建告第1436号第4号適用部分）と機械排煙とは、排煙の方式が異なることから、防煙壁を介して異種排煙を行うことは認められず、防煙間仕切りを設ける必要がある。
 開口部については、常時閉鎖式不燃戸又は煙感知器連動閉鎖戸（シャッターを含む。）とする。
 また、この場合の間仕切壁、戸に換気・空調レターン用ガラリを設ける場合は、天井高さの1/3以下に設置する小規模なものに限って排煙上支障がないものとする。

■ 異種排煙区画例



- (2) 下図のように、天井レターンパスがある場合には煙の伝播がしやすいため、レターンパスには、煙感知器連動ダンパー（SD）を設置することが望ましい。
 なお、レターンパスの面積が小さい等排煙上支障がない場合は、SDを省略することができる。

■ 異種排煙にレターンパスを設ける場合



解 説 等

関係条文	法第35号 令第126条の3第1項
参 考	設備指針 4-31 [P127]